

CC1-5102

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

収受印		整理番号	※
令和 年 月 日	申 請 者 税務署長 殿	(住所) 〒 -	(電話) 局 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
製造免許 酒類の試験製造免許 を受けたいので、酒税法第7条第1項の規定により関係書類を添付して下記 のとおり申請します。 記			
製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(地 番)	(詳細は別添図面のとおり)	
	(住居表示) 〒 -		
	(ふりがな) (名 称) (電 話)		
製 造 し よ う と す る 酒 類 の 品 目 及 び 範 囲			
製 造 方 法	別紙のとおり		
免 許 を 受 け た 後 1 年 間 の 製 造 見 込 数 量			
試 験 製 造 の 目 的 及 び そ の 期 間			
申 請 の 理 由			

審査状況のお知らせの受取りについて (希望する ・ 希望しない)

※ 税務署処理欄	入力年月日		担当者	
----------	-------	--	-----	--

酒類製造免許申請書（CC1-5102）の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けようとする場合に使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉1から5はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 この申請書は、酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「製造場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面（製造免許申請書次葉1）を添付してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、製造場の名称（〇〇工場、〇〇蔵等）を記載してください。
- 5 製造しようとする酒類の範囲は、成分規格、原料又は製造方法等の区分により、当該酒類の範囲を明瞭に記載してください。
- 6 製造方法は、製造免許申請書次葉3を作成の上、次のうち必要なものを作成の上、添付してください。
 - (1) 酒母の1仕込製造方法（CC1-5610-2）
 - (2) _____の1仕込製造方法（CC1-5610-3）
 - (3) _____のもろみ1仕込製造方法（CC1-5610-4）
 - (4) 果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法（CC1-5610-5）
 - (5) ビール・発泡酒の1仕込製造方法（CC1-5610-6）
 - (6) _____の1仕込製造方法（CC1-5610-7）
 - (7) 1分界又は1かまの蒸留方法（CC1-5610-8）
- 7 試験製造の期間は、試験のために必要な最終日までの期間を記載してください。
- 8 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表(CC1-5102-2)」により、各免許等区分ごとに定める必要書類を添付し、各申請の内容による申請書等チェック表（CC1-5102-2(1)～CC1-5102-2(11)）により確認してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、申請者が過去1年程度の期間内に他の酒類製造免許等の申請を行っており、その際に提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。
- 9 審査状況のお知らせは、申請のあった製造免許について、酒税法第10条第1号から第11号までに規定する拒否要件に該当しないことが確認できた時点で、免許付与前に審査の状況をお知らせするものです。

審査状況のお知らせの受取りの希望の有無について、該当欄にチェックしてください。
- 10 ※印欄は記載しないでください。

製造免許申請書 次葉 1 (別添図面A)

製造場の敷地の状況

所在地

敷地 (自己所有・借地) _____ m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

製造場の設備の状況

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
なお、原料の入手予定状況、1 kℓ 当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後 1 年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
- (2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 既に作成されている事業計画書等を添付しても差し支えありません。

酒類製造免許の免許要件誓約書

税務署長 殿

申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）者の住所)

(氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているため、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)

(法定代理人氏名)

(申請（申出・申告）者との関係)

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。

なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）者の所在地)

(名称及び代表者氏名)

下記役員等は、誓約内容を確認しているため、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)

代表取締役

取締役

取締役

支配人

令和 年 月 日

(住 所)

(代 表 者 氏 名)

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)				—
1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係：申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係：申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係：申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係：支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係：申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
7号の2 関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件) 申請製造場が取締上不適当と認められる場所でない。				—
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。 [申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。 また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。	はい・いいえ			⑩
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請（申出）者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑫
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	はい・いいえ			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請（申出）書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がある。	はい・いいえ			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑳
(3) 申請（申出）者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			㉑
(4) 申請（申出）者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	はい・いいえ			㉒
(5) 申請（申出）者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	はい・いいえ			㉓
《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》				
(6) 申請（申出）者は、これまで食品等を輸出した経験がある。	はい・いいえ			①
(7) 申請（申出）者は、海外における輸出先を確保している。	はい・いいえ			②
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件）				—
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	はい・いいえ			㉔

<p>(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。</p>	はい・いいえ			②
<p>【理由等】</p>				
<p>5 酒税法施行規則7条2項6号関係（清酒の輸出に関する事項）</p>				
<p>《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》</p> <p>製造した清酒を輸出し、日本国内に流通させない。</p> <p>（注）日本国内への課税移出が認められるのは、国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合、商社等の輸出業者へのサンプルとして提供する場合、国税局の行う品質審査又は公的機関が主催する鑑評会等に出品する場合又はそれらに準ずる場合に限られます。</p>	はい・いいえ			③
<p>6 酒税法7条3項関係（輸出用清酒製造免許の取扱い）</p>				
<p>《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》</p> <p>製造する清酒は、酒税法3条7号《その他の用語の定義》に定める清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたものに限る。</p>	はい・いいえ			④

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

1 留意事項

この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

(注) 酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

免許等区分		酒類	期限延長・ 永久切替	条件緩和・ 相続・ 事業譲渡	酒母・ もろみ
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係	○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係	○	/	/	○
3 経営基礎要件	〃 10号関係	○	○	/	/
4 製造技術・設備要件	〃 12号関係	○	/	/	○
5 清酒の輸出に関する事項	酒税法施行規則7条2項6号関係	○	○	○	/

※ 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

※ 5（清酒の輸出に関する事項）は、輸出用清酒製造免許を申請（申出）しようとする場合のみ誓約が必要です。

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、
㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、その全ての法定代理人が誓約すべき事項

（注）法定代理人が法人の場合には、その法人の全ての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、
㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

ハ 輸出用清酒製造免許を申請（申出）しようとする場合

イ・ロの事項（⑱、⑳を除きます。）に加え、①、②、③、④について、個人・法人の別にかかわらず、申請（申出）者による誓約が必要です。

- (注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名・押印してください。
- 2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。
- 3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有している全ての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

輸 出 用 清 酒 製 造 免 許 申 請 書 チェック表

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
製造免許申請書次葉 1 (別添図面 A) 「製造場の敷地の状況」	法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか		
製造免許申請書次葉 2 (別添図面 B) 「建物等の配置図」	敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか		
製造免許申請書次葉 3 (別紙) 「製造方法」	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程図、製造方法の概要等が明記されているか 仕込み配合について、各仕込ごとの「1 仕込製造方法」が添付されているか 		
製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」	製造場の設備について、全て記載されているか		
製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」	<ul style="list-style-type: none"> 原料の入手状況等が記載されているか 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか 		
酒類製造免許の免許要件 誓約書 (酒税法10条の規定 に該当しない旨及び製造し た清酒を輸出する旨)	誓約すべき者の漏れ (例えば、法人の監査役など) はないか	注 1	
申請者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> 提出すべき者の漏れはないか 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか 	注 2	
法人の登記事項証明書 及び定款の写し		注 2	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注 3	
地方税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書 (未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明) をそれぞれ添付しているか 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか 	注 4	
最終事業年度以前 3 事業年度の財務諸表	最終事業年度以前 3 事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか (個人の場合は、収支計算書)	注 5	
酒類の製造について必要 な技術的能力を備えてい ることを記載した書類	例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講実績を証する書類など、客観的事実を明確にするものが添付されているか		
輸出に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 食品等を輸出した経験があるか 海外の取引先との契約書の写しなどにより、輸出先が確保できていることが確認できるか 		
土地及び建物の 登記事項証明書	申請製造場に係る全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか	注 3	
申請者の酒類製造場につ いての書類	所在地及び名称、免許酒類 (品目別)、免許年月日、免許の期限、免許の条件が漏れなく記載されているか		
その他参考となるべき書類		注 6	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印 (提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。) を記載する。

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。
 3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。
 4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
 5 過去3年分の確定申告書 (添付書類を含む。) を税務署に提出している場合には添付を省略することができる。
 6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。